

令和5年第4回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 開催日時 令和5年12月13日（水曜日）午前11時24分～午前11時58分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第131号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第132号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第136号 事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

議案第143号 市道の路線の廃止について

議案第144号 市道の路線の認定について

4 報告案件

(1) 事故の報告について

(2) 青森市マンション管理適正化推進計画策定について

(3) 青森操車場跡地周辺整備推進事業における東西道路の開通について

(4) 青森市スポーツ公園の施設被害について

○出席委員

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 委員長 | 花田明仁 | 委員 | 軽米智雅子 |
| 副委員長 | 木村淳司 | 委員 | 天内慎也 |
| 委員 | 中田靖人 | 委員 | 木下靖 |

○欠席委員

| | | | |
|----|------|----|-----|
| 委員 | 蛭名和子 | 委員 | 大矢保 |
|----|------|----|-----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|---------|-------|
| 企業局長 | 鈴木裕司 | 交通部長 | 佐々木 淳 |
| 都市整備部長 | 清水明彦 | 交通部次長 | 高野雅子 |
| 都市整備部理事 | 土岐政温 | 道路維持課主幹 | 吉町克己 |
| 水道部長 | 三浦大延 | 関係課長等 | |

○事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 議事調査課主査 | 久保拓哉 | 議事調査課主査 | 柿崎良輔 |
| 議事調査課主査 | 岩間憲仁 | | |

○**花田明仁委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

本日は、大矢委員が通院のため、蛭名委員が体調不良のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

議案第131号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** それでは、議案第131号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

青森市道路占用料徴収条例は、道路法の規定により徴収する市道の占用料の額及び徴収方法を定めております。

本市ではこれまで占用料の額については、道路法施行令別表に規定する国道に係る占用料の額と同額としているところであります。

それでは、お手元の資料1を御覧ください。

初めに、提案理由については、道路法施行令の一部が改正されたことから、これを勘案し、本市における道路占用料を改定する等のため、条例改正を行うものであります。

次に、条例の改正内容について、(1)の道路占用料の額の見直しについては、道路法施行令の一部を改正する政令により、国道について直近の固定資産税評価額を使用し、近年の地価動向を道路占用料へ反映させる見直しがされたことに伴い、本市の道路占用料についても、これまでの改定と同様に道路法施行令に示す額と同額とする見直しを行うものであります。

また、(2)の自動運行補助施設に係る道路占用料の新設については、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、占用許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合の道路占用料の額が定められたことに伴い、本市も自動運行補助施設に係る道路占用料を新設するものであります。

次に、施行期日については令和6年4月1日とするものであります。

続きまして、資料2を御覧ください。

今回の条例改正に伴う道路占用料の新旧対照表です。1ページ目は、本市の道路占用許可の大半を占める電柱やガス管等の物件に係る占用料となりますが、表右側の差の欄に記載のとおり今回の条例改正に伴い上昇となりますが、2ページ目に記載のある本市の道路占用許可において、現状で申請件数が少ない物件に係る占用料については、下落となるものであります。

以上、議案第131号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 確認をさせてください。改正内容の（２）ですが、自動運行補助施設を設置する場合の料金なので、これは補助施設を設置する業者が市に払うということではないんですよね。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 天内委員のおっしゃるとおりであります。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 令和５年 11 月の都市建設常任委員協議会で大矢委員が質疑したときに 6800 万円から 7200 万円に 400 万円増額と答えていましたが、これはどういうことなんでしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和５年 11 月の都市建設常任委員協議会でお答えした 400 万円の増額が見込まれるということについては、現状で占用料として徴収している実績が令和４年度では 6800 万円でしたが、今回の条例改正により、今度からは 7200 万円に増えるということであります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 電柱について、お聞きします。第 1 種電柱から第 3 種電柱まで電柱がありますが、この違いについて御説明をお願いします。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からの回答でよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 はい、どうぞ。

○吉町克己道路維持課主幹 道路維持課から答えさせていただきます。

第 1 種電柱、第 2 種電柱、第 3 種電柱というのは電柱の大きさによるものであります。本市で一般的な電柱は第 2 種電柱となっております。

以上です。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 一般的なのが第 2 種電柱であれば、第 1 種電柱や第 3 種電柱というのはどのような電柱ですか。

○花田明仁委員長 道路維持課主幹。

○吉町克己道路維持課主幹 第 1 種電柱は、よく電柱に附属物がついているようなものがあるかと思いますが、そのような大きな電柱が該当になります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 すみません。第 3 種電柱も御説明をお願いします。

○花田明仁委員長 道路維持課主幹。

○吉町克己道路維持課主幹 第 3 種電柱は第 1 種電柱とは逆に細いといいますか、

機能が少ない電柱となっております。

以上です。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 もし、分かればで結構ですけれども、道路占用料の対象になっている電柱は市内にどれくらいありますか。

○花田明仁委員長 道路維持課主幹。

○吉町克己道路維持課主幹 すみません。まず、先ほどの第1種電柱と第3種電柱の説明は逆でした。第1種電柱が細い電柱となっていて、第3種電柱が性能が高いといえますか、大きな電柱となっています。

電柱の本数につきましては、昨年度の実績では第2種電柱が約2万本となっております。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第131号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 それでは、議案第132号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

初めに提案理由についてであります。青森市都市公園条例では、都市公園法に規定されている都市公園の占用に係る使用料等を定めております。

当該占用に係る使用料のうち、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管等の青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、昭和33年4月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、道路占用料との均衡を図るため、青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところであります。

今回、青森市道路占用料徴収条例の一部を改正することから、青森市都市公園条例についても、改正後の道路占用料との均衡を図るため、道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料を改定するものであります。

次に、条例の改正内容についてであります。青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料について、道路占用料と同じ額として改定するものであります。

以上のように、当該条例の一部を改正することとし、施行時期につきましては、本定例会に提案している青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案と同じく、令和6年4月1日とするものであります。

続きまして、資料2を御覧ください。

今回の条例改正に伴う占用に係る使用料の新旧対照表です。これは、青森市都市公園条例の別表2から抜粋したもので、今回の改正の対象となる占用に係る使用料について掲載しております。

改正後の占用に係る使用料は、道路占用料と同様、おおむね引き上げとなるものであります。

以上、議案第132号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第132号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号「事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 続きまして、議案第136号「事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

本議案につきましては、先般、令和5年11月21日開催の都市建設常任委員協議会におきまして御説明を申し上げましたとおり、事故の発生は、令和4年3月7日、午前9時頃に、蛭沢三丁目内の市営住宅戸山団地8号棟1階玄関において、入居者である相手方が1人で外に出ようとした際、1階玄関のひさしに積もった雪が入居者の背後に落下したため転倒し、下半身が雪に埋まったものであります。その後、

医療機関を受診し、診断の結果、右下腿、足関節骨折、右股関節骨折、左足関節骨折と診断され、5月19日まで入院後、令和5年3月31日まで通院されておりました。

損害賠償の額につきましては、相手方の治療費、文書料、休業損害、傷害慰謝料、交通費、後遺障害等として、総額で461万3440円となっております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で支払う予定となっております。

このたびの事故を受けまして、雪庇による危険個所がないかパトロールを実施するとともに、市営住宅各団地の掲示板に落雪注意のチラシの掲示や、住宅管理人に対して雪庇による危険な状況がみられた場合に、市に通報するよう依頼しており、今後におきましても事故の再発防止に努め、皆様が安心して市営住宅に居住できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第136号について御説明を申し上げましたが、委員の皆様には、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第136号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号「市道の路線の廃止について」及び議案第144号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから、一括議題とし、採決につきましても一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査及び採決につきましては一括で審査・採決することに決しました。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 議案第143号「市道の路線の廃止について」及び議案第144号「市道の路線の認定について」は、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、路線の認定を行う目的について、御説明申し上げます。

路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであり、道路法の規定により路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないとされております。

また、既に認定した路線について、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができることとされ、この場合においても、道路法の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

それでは、お手元の資料に基づいて、順次御説明申し上げます。

資料1の1ページを御覧ください。

市道の路線の廃止についてです。概要に記載のとおり、今回、廃止しようとする路線は7路線で、延長が859.0メートル、面積が5294平方メートルとなっております。

これらの廃止の理由については、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により、既存の路線の延長が生じたため、その路線を一旦廃止し、改めて新路線として認定しようとするものであります。

廃止する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附があり路線を延長するために一旦廃止するものが1路線、帰属があり路線を延長するために一旦廃止するものが6路線の計7路線となっております。

資料1の2ページ目以降は、今回、廃止しようとする7路線の位置図及び路線図をそれぞれ添付しており、廃止しようとする路線を黒で表示しております。また、参考までに認定しようとする路線を赤で表示しております。

それでは、今回廃止しようとする7路線のうち、主な路線を抜粋して御説明申し上げます。

資料1の2ページの位置図1、次に3ページの廃止路線図1を御覧ください。

図面右側の黒い線で表記している既存の市道A1-58新田58号線を一旦廃止し、赤い線で表記している路線について、開発行為により建設された道路が市に帰属されたことに伴い、A1-76新田76号線として認定しようとするものであります。

次に、資料1の8ページの位置図4、次に9ページの廃止路線図4を御覧ください。

図面中央の黒い線で表記している既存の市道G6-23大野片岡23号線を一旦廃止し、赤い線で表記している路線について、新たに寄附採納した部分を含めてG6-57大野片岡57号線として認定しようとするものであります。

次に、資料2の1ページを御覧ください。

市道の路線の認定についてであります。概要に記載のとおり、今回、認定しようとする路線は26路線で、延長が2633.1メートル、面積が1万7084平方メートルとなっております。これら26路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。

認定する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附によるものが10路線、開発行為に伴う帰属によるものが14路線、その他として、現地調査等により道路用地境界が明確になった道路を新たに認定するものが2路線の計26路線となっております。

資料2の2ページ目以降は、今回認定しようとする26路線の位置図及び路線図をそれぞれ添付しており、認定しようとする路線を赤で表示しております。また、参考までに廃止しようとする路線を黒で表示しております。

それでは、今回認定しようとする26路線のうち、主な路線を抜粋して御説明申し上げます。

資料2の4ページの位置図2、次に5ページの認定路線図2を御覧ください。

図面中央の赤い線で表記しているこちらの路線は、開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたことに伴い、A66-130 造道130号線として認定しようとするものであります。

次に、資料2の6ページの位置図3、次に7ページの認定路線図3を御覧ください。

図面中央の赤い線で表記しているこちらの路線は、現地調査等により道路用地境界が明確になったことからA67-101 八重田101号線として認定しようとするものであります。

以上、議案第143号「市道の路線の廃止について」及び議案第144号「市道の路線の認定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決は一括で行います。

議案第143号及び議案第144号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第143号及び議案第144号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○花田明仁委員長 次に報告事項に入ります。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 それでは、住宅まちづくり課職員の公用車運転中に発生した事故1件について、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年9月28日、午前9時30分頃に、住居表示付番設置に係る業務中の住宅まちづくり課職員が運転する公用車が民家敷地内のますのカバーと接触したものであります。

事故の概要は、住居表示付番設置に係る業務中に八重田三丁目の建築中の住宅の現場確認の際に、敷地内で方向転換をするため車両を切り返し道路に出ようとしたところ、敷地内のますのカバーに、誤って公用車の運転手席のドア下部付近が接触したものであります。

今回の公用車の事故については、公用車及び相手方ますのカバーに損傷がみられたことから、現在、相手方と示談に向けて交渉中であります。

これまで、公用車の運転に際しては、事故防止のため、細心の注意を払うよう、職員に対し周知してきたところでありますが、再度、安全運転・安全確認の徹底を呼びかけ、事故の再発防止に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市マンション管理適正化推進計画策定について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 続きまして、青森市マンション管理適正化推進計画につきまして、令和5年12月1日付で策定いたしましたので、その内容について御報告いたします。

資料1の青森市マンション管理適正化推進計画概要版を御覧ください。

まず、「第1章 計画の背景と目的」であります。背景と目的ですが、全国的に分譲マンションの老朽化が顕著となっており、国においてはマンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正し、管理組合による適正管理の推進を図りました。本計画は同法に基づき、市内にあるマンションの適正管理の推進に向けた取組を計画的に実施することで、安全かつ快適な住まいづくり及び良好な居住環境の整備に資することを目的とし、策定するものであります。計画の位置づけですが、本市の住宅施策指針である第2期青森市住生活基本計画と連携を図りながら取組を進めてい

くこととしております。計画期間は、始期は令和5年度とし、終期については青森市総合計画との整合を図り、令和10年度までとしております。

「第2章 本市のマンションの現状と課題」では、令和5年7月に実施したマンション管理組合へのアンケート調査の結果を基に、本市のマンションの現状と管理運営状況、課題について整理しております。

「第3章 本市のマンション管理の適正化に関する目標」では、第2章の現状と課題を踏まえ、表のとおり数値目標を設定しております。

「第4章 本市のマンション管理の適正化の推進を図るための施策」では、本市のマンション管理の適正化指針を設定し、本市の課題に対する施策を定めております。主な施策の中では、法に基づき、一定基準を満たすマンションの管理計画を認定するマンション管理計画認定制度を通じて、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組を促進することや、管理運営が不適切なマンションに対し、必要に応じて助言・指導及び勧告を実施することを定めております。

なお、本計画の全体版は資料2のとおりとなっておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

御報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森操車場跡地周辺整備推進事業における東西道路の開通について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 青森操車場跡地周辺整備推進事業により整備を行ってきた東西道路における東側道路、市道浦町127号線の供用開始について、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

先日の令和5年第4回市議会定例会において、木下議員からの一般質問の中で御説明申し上げましたが、平成31年3月22日に策定しました青森操車場跡地利用計画に基づき整備を行ってきました東西用地についてですが、東西道路が全線において通行可能となりましたことから、未供用区間のある東側道路、市道浦町127号線の供用を令和5年12月13日水曜日——本日14時より開始するものであります。

開通する区間は、青い森セントラルパーク東側出入口付近から八甲田大橋下及び奥野第三ポンプ場前を通り、主要地方道青森浪岡線までの新設道路約0.6キロメートルを含む延長約1キロメートルの区間で、当該区間の開通により、八甲田大橋で分断された周辺地域の交通の利便性向上を図るとともに、東西道路から青森市総合体育館へのアクセスを容易とするものであります。

御報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

木下委員。

○木下靖委員 今日から供用開始ということで、通れるかと思い、今朝行ってみましたが、14時からということで、まだ通行止めになっていました。

先週の月曜日かな、主要地方道青森浪岡線から観光通りに抜けるために入ってきたときは、いわゆる旧道から今回の新しい道路の合流地点、旧道のほうからは一時停止のラインが引かれていますし、標識もありました。

ですが、今回の道路の供用開始に伴って、八甲田大橋下の側道の流れが一部変わると思うんですが、そちらのほうは、現場を見ていないので、どういう変更が示されているのか、説明をお願いします。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 八甲田大橋下の通行方法についてでありますけれども、現在の車両の通行方法につきましては、八甲田大橋下の側道の東側——浦町奥野側、こちらの側道を含め、八甲田大橋下におきましては、交互交通が可能となっているんですけれども、市道浦町127号線、今の道路が供用開始となった場合には、橋の東西の側道はそれぞれ一方通行となります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 その一方通行を示すのは、例の青地に白矢印で示されるんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 青地に白の矢印で示されることとなります。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市スポーツ公園の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 令和5年11月17日に発見されました青森市スポーツ公園における施設被害について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

本事案が発見された日時は、令和5年11月17日、金曜日の午前4時50分頃で、被害場所につきましては、青森市スポーツ公園わくわく広場内の赤色の丸で囲っております部分に設置している木製テーブル1基であります。

木製テーブルの被害の状況につきましては、下段の写真及び資料の2ページ目を御覧ください。

木製テーブルの天板が幅約40センチメートル、長さ約1.2メートルにわたって焼け落ちております。

状況の経過につきましては、11月17日、金曜日の午前4時50分頃、園内を散歩中の公園利用者が、木製テーブルから炎が上がっていることを発見し、持参していたビニール袋を用いて散水・消火し、帰宅後に自宅から119番通報したとのことであります。

その後、午前10時30分頃、青森警察署から公園河川課へ連絡があり、午前11時頃に公園河川課職員及び指定管理者が、青森警察署と一緒に状況を確認したものであります。

発生日時につきましては、指定管理者の清掃作業員が最後に確認した11月16日、木曜日の午前10時頃から、公園利用者が木製テーブルの炎を確認した11月17日、金曜日の午前4時50分頃までの間となっております。

出火原因につきましては、青森警察署によると、周囲には火元となるものがないことから、人為的なものと想定されるものの、詳細については不明であるとのことであります。

市では、青森警察署と現地確認した結果、人為的なものによる被害であると判断したことから、令和5年11月21日、火曜日に青森警察署に被害届を提出し、同日付で受理されております。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、今後同様の被害が発生しないよう、当公園内に看板を設置して、利用者に対して火気の手扱いについて注意喚起を行うこととするほか、公園河川課職員及び指定管理者による巡回パトロールを強化することとしております。また、青森警察署においても同様に巡回を強化することとあります。

報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)